

池田都市計画下水道の変更に関する公聴会開催要領

(1) 都市計画原案の概要

池田都市計画区域の下水道の変更
(池田町公共下水道)

(2) 開催日及び場所等

公聴会開催日時	令和7年12月12日(金) 午前10時から
公聴会の会場	池田町役場 大会議室
都市計画原案の閲覧期間 (ただし、日曜日、土曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)	令和7年11月20日(木) ～ 令和7年12月11日(木)
公述の申出期間 (ただし、日曜日、土曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)	令和7年11月20日(木) ～ 令和7年12月4日(木)
閲覧場所、公述の申し出の提出先 及び問い合わせ先	池田町役場 総務課企画係 (電話：0261-62-3131)

なお、下記(4)の公述の申し込みがなかった場合、公聴会の開催を中止します。

(3) 公述人の資格

公述ができる方は、都市計画原案にかかわりのある町民その他利害関係を有する者に限ります。

(4) 公述の申し込み

公述の申し込みをされる方は、閲覧場所に用意してあります「公述申出書」に必要事項を記入のうえ、公述申出書の提出期限までにご提出ください。また郵送で申し込まれる場合は12月4日の到着分を有効とします。(提出期限を過ぎたものについては受付できません)

また、公述申出書に記載された意見の内容が都市計画素案に関係がない場合や意見の要旨が同じ内容の方が複数いる場合は、公述をお断りする場合があります。

(5) 公述について

- ・公述時間は1人15分以内とします。
- ・公述は、公述申出書に準拠した内容としてください。
- ・公述人決定通知書に記載された集合時間に30分以上遅れた場合、意見を述べることはできません。